

欧州視察報告（要約）

2008 年 9 月
日本公認会計士協会

1. 視察の背景及び目的

国際財務報告基準（IFRS）は、現在欧州連合（EU）やオーストラリアを含む 100 カ国以上で適用が強制又は容認され、カナダ、インド、韓国等は 2011 年から適用を予定しているなど、グローバルな単一の会計基準としての地位を築きつつある。

EU では 2005 年から EU 域内証券市場の上場企業の連結財務諸表に IFRS 適用が義務付けられたが、米国証券取引委員会（SEC）は 2007 年 11 月に、米国市場に上場する外国企業が国際会計基準審議会（IASB）の公表する IFRS に基づいて財務諸表を作成した場合、米国会計基準への調整表作成義務を撤廃する決定を行い、本年 8 月 27 日には、2009 年 12 月 15 日以降終了する会計年度から一定の米国企業に IFRS の選択適用を認め、2014 年には強制適用を求めるロードマップ案を公表した。

このように、IFRS を取り巻く状況は重大な転換期を迎えたといえる。

翻って日本では、IASB と企業会計基準委員会（ASBJ）が、2007 年 8 月に東京合意を締結し、IFRS へのコンバージェンスを加速化させることとなったが、このような世界の潮流に鑑みると、日本でも IFRS を受け入れる方法について早急に真剣な検討を行う必要がある。

日本公認会計士協会としては、IFRS を日本企業が適用することになった場合に備えて、すでに IFRS を適用して 3 年が経過する欧州の様々な団体を訪問し、IFRS への移行の経験や現在抱えている課題等を明らかにし、今後当協会が実施する具体的な施策の検討に資することとした。

2. 日程・訪問先

日程：7 月 1 日（火）～7 月 4 日（金）

訪問先：IASB（国際会計基準審議会）

EFRAG（欧州財務報告アドバイザリーグループ）

FEE（欧州会計士連盟）

ICAEW（イングランド・ウェールズ勅許会計士協会）

Ernst & Young パリ事務所

KPMG ロンドン事務所

3. 主要論点

3-1 EU での IFRS の適用

- EU におけるこれまでの適用状況は、「困難であったが、成功した (challenging but successful)」という評価が一般的である。ただし、監査事務所・企業の双方が相当な時間とコストを負担している。

3-2 連結財務諸表と個別財務諸表の問題

- 英国では個別財務諸表への IFRS 適用は任意であり、他方フランスでは個別財務諸表に IFRS を適用することは認められていない。個別財務諸表で各国の会計基準を適用する理由は、税法と配当可能利益の計算のためである。
- 連結と個別との間で会計基準が異なる場合、二重に帳簿を保持しているのかという点については、企業の状況により様々である。

3-3 IFRS 適用上の課題

- 欧州でも当初解釈について大きな懸念があったが、企業は同業他社の開示状況を検討し、経験を共有するなどして現在でも学習している。
- 監査事務所や会計士団体は、ケーススタディや設例を利用した研修教材を充実することで対応している。

3-4 会計士協会の対応

- ICAEW では、2003 年の事業年度で IFRS を主たる戦略の最優先事項と定めて様々な施策を実施し、さらに新たな施策の準備を進めている。

3-5 企業の対応

- 企業が IFRS への移行に関し留意しなければならないことは、IFRS への移行とは単なる会計上の課題ではないということである。多くの場合システム変更を伴い、時間も費用も要する。IFRS への移行は企業全体のプロジェクトとして早めに取り組むことが、成功への鍵と言える。

3-6 監査事務所の対応

- 大手の監査事務所は IFRS への対応をグローバルのイニシアティブで行い、品質管理に関する施策や、様々な研修・認定プログラムを実施している。

3-7 規制当局の対応

- 欧州証券規制当局委員会 (CESR) が公表している執行決定のデータベースに対し評価する声もある一方で、否定的な意見もある。

3-8 基準設定への戦略的な働きかけ

- EU は出来上がった基準を後から認めるかどうか判断するというこれまでのアプローチから、より良い基準が得られるよう、基準作成の早い段階から主体的に関与して、影響を与えていくという方針に転換してきている。

4. 我が国における今後の課題

- 我が国の企業及び資本市場の国際競争力を一層高めていくためには、我が国においても IFRS 採用の選択肢を与えるべきである。IFRS 採用の選択肢を与える際には、欧州各国の実態を踏まえ、上場企業の連結財務諸表への適用を優先することが適当と考える。
- IFRS 採用の選択肢を認めるとした場合には、円滑な導入のために、いつまでに、誰が、何を決定し、どのような施策を講じていくかを示した「日本版ロードマップ」（作業工程表）を関係者間で協議の上策定し、社会に明確に示すべきである。
- IFRS の理解、普及、教育を充実・強化していくことは、会計士業界はもとより、財務諸表の作成責任を担う経済界においても必要不可欠な要素であると考えられる。大学の学部教育、会計専門職大学院等教育機関における会計教育を始め、公認会計士試験制度の改革、公認会計士試験合格後の実務補習教育など、総合的な会計教育の改革を経済界、学界、会計士業界並びに行政当局をはじめとした関係者が一致協力して、検討、実践していく必要がある。
- 欧州では、望ましい基準を得るために早い段階から IFRS の基準設定に関与するという方向へ戦略を変更し、そのための体制を整えている。日本も IASB による基準設定に早い段階から関与することが重要であり、そのための体制整備が必要である。また、日本が関与して影響力を持つためには、IFRS を採用することが必要条件であると考えられる。
- 日本公認会計士協会として実施する具体的施策として、現在以下の事項を検討しており、今後これらを協会のロードマップとして展開していく予定である。
 - (1) 原則主義の IFRS を適用する場合に想定される監査上の問題への対応策の検討
 - (2) 教育研修（すでに一部は実施済み）
 - IFRS セミナーの実施
 - 機関誌への IFRS の記事の定期的な掲載
 - IFRS に関するガイドブックの作成
 - 作成者・利用者に対する IFRS 研修
 - 大学・会計専門職大学院等との連携
 - (3) IFRS デスク（仮称）の設置
 - (4) 公認会計士試験の試験科目の見直しの要請。準備への積極的な関与
 - (5) IFRS 導入の関係各界への働きかけ。日本版ロードマップ策定への積極的な関与

以 上

欧州視察報告

2008 年 9 月
日本公認会計士協会

1. 視察の背景及び目的

国際財務報告基準（IFRS）は、現在欧州連合（EU）やオーストラリアを含む 100 カ国以上で適用が強制又は容認され、カナダ、インド、韓国等は 2011 年から適用を予定しているなど、グローバルな単一の会計基準としての地位を築きつつある。

EU では 2005 年から EU 域内証券市場の上場企業の連結財務諸表に IFRS 適用が義務付けられたが、米国証券取引委員会（SEC）は 2007 年 11 月に、米国市場に上場する外国企業が国際会計基準審議会（IASB）の公表する IFRS に基づいて財務諸表を作成した場合、米国会計基準への調整表作成義務を撤廃する決定を行い、本年 8 月 27 日には、2009 年 12 月 15 日以降終了する会計年度から一定の米国企業に IFRS の選択適用を認め、2014 年には強制適用を求めるロードマップ案を公表した。

このように、IFRS を取り巻く状況は重大な転換期を迎えたといえる。

翻って日本では、IASB と企業会計基準委員会（ASBJ）が、2007 年 8 月に東京合意を締結し、IFRS へのコンバージェンスを加速化させることとなったが、このような世界の潮流に鑑みると、日本でも IFRS を受け入れる方法について早急に真剣な検討を行う必要がある。

日本公認会計士協会としては、IFRS を日本企業が適用することになった場合に備えて、すでに IFRS を適用して 3 年が経過する欧州の様々な団体を訪問し、IFRS への移行の経験や現在抱えている課題等を明らかにし、今後当協会が実施する具体的な施策の検討に資することとした。

2. 日程・訪問先

日程：7 月 1 日（火）～7 月 4 日（金）

訪問先：IASB（国際会計基準審議会）

EFRAG（欧州財務報告アドバイザリーグループ）

FEE（欧州会計士連盟）

ICAEW（イングランド・ウェールズ勅許会計士協会）

Ernst & Young パリ事務所

KPMG ロンドン事務所

3. 視察団メンバー

会長	増田 宏一
副会長	山崎 彰三
専務理事	木下 俊男
常務理事	池上 玄
(事務局) 業務本部	児嶋 和美

4. 主要論点

4-1 EU での IFRS の適用

- EU では 2005 年から EU 域内上場企業の連結財務諸表に対し IFRS の適用が強制されており、すでに 3 会計年度が経過している。欧州委員会 (EC) が ICAEW に委託した研究報告が代表例であるが、1 年目の適用状況は「困難であったが、成功した (challenging but successful)」という評価が一般的である。
- 投資家は IFRS の導入により財務諸表の比較可能性が高まり、また以前より多くの情報を入手できるようになり透明性が増した、との評価をしており、IFRS への移行におおむね満足している。さらに、欧州全体で見た場合、それまで欧州で適用されていた会計基準に比べ IFRS はより包括的かつ高品質であるため、財務報告の内容は格段に向上し、膨大な便益をもたらしたとの意見があった。
- この成功の鍵は、導入前 2~3 年間を入念な事前準備に費やしたためであり、監査事務所・企業の双方が相当な時間とコストを負担している。
- フランスでは個別財務諸表に IFRS を適用することは認められていないが、英国では、個別財務諸表に対して IFRS の適用が任意であるにもかかわらず、約 70% の企業が依然英国会計基準を適用していると言われている。しかし、英国上場企業の中でも個別財務諸表に IFRS を適用しようと準備している企業も多くあり、そういう意味において移行は現在も進行中と捉えることができる。
- EU は、法令について EU 各国で使用されている 22 の言語に翻訳し、官報に掲載することを要求しているが、これは IFRS についても同様である。翻訳された IFRS を適用した場合も、当然に英語版の IFRS を適用した場合と同様の会計処理が行われなければならないが、実務での適用上混乱が生じる場合もあるとのことである。
- IFRS が適用された財務数値は、単に法令で要求された外部報告を満たすために利用されるに留まらず、連結グループ内の子会社や事業部の業績評価並びに従業員等の報酬算定の基礎など、経営管理にも活用されてきている。

- 英国ではカーブアウト（金融商品会計におけるヘッジ会計の一部の適用除外）された IAS39 は使用されていないものの、法的な要求により、「"IFRS as adopted by EU"（EU で採用された IFRS）に準拠して」と記載しなければならない。これに加え、英国では、「IFRS as published by IASB」（IASB が公表する IFRS）への準拠性と 2 つの IFRS の準拠性に対して、監査意見を述べている。

4-2 連結財務諸表と個別財務諸表の問題

- 4-1 に記載のとおり、英国では個別財務諸表への IFRS 適用は任意であり、他方フランスでは個別財務諸表に IFRS を適用することは認められていない。個別財務諸表で各国の会計基準を適用する主たる理由は、税法と配当可能利益の計算のためである。税法は EU 内で調和しておらず、現在各国政府もこの権限を放棄する意思はない。英国・フランスとも各国の会計基準を IFRS へ近づけるよう努力は行われており、英国では 2011 年をコンバージェンスの達成目標としているが、いずれの国においてもこれは時間がかかるプロセスであると認識されている。
- 連結と個別との間で会計基準が異なる場合、二重に帳簿を保持しているのかという点については、企業の状況により様々である。自国の会計基準又は税務用の帳簿と IFRS の帳簿の 2 つを経常的に保持するケース、帳簿は自国の会計基準で作成し、連結調整で IFRS に修正するケースなどがあるが、現在では後者が一般的とのことである。
- 基準設定主体者である IASB としては、単一の会計基準の便益を真に享受するためには、現在の連結プロセスで IFRS を使うという段階から、帳簿レベルで IFRS を使用するべきである、という考えである。さらに、IFRS への移行は税務上の処理に影響を与えるべきではなく（tax neutral）、税務上の問題が IFRS への移行の阻害要因（disincentive）になってはいけいないと考えている。
- 英国では、将来的に、上場企業には IFRS、比較的規模の大きい非上場企業には、現在 IASB で検討中の IFRS for Private Entities、その他の小規模企業には現行の小規模企業向け財務報告基準（FRSSE）のような基準というように三段階に分けて適用していくことが検討されている。これにより、大手監査事務所の会計士はいずれの基準にも対応できるようになることが要求されるようである。

4-3 IFRS 適用上の課題

- 米国の会計基準を多くの点で参考に基準設定を行ってきた日本においては、

細かい規則のない原則主義 (principle base) の IFRS に移行することによって会計処理にばらつきが出ないかが懸念の一つとなっている。

- 欧州でも当初解釈について大きな懸念があり、欧州版解釈を出すべきか国際財務報告解釈委員会 (IFRIC) のみが解釈を出すべきかについて大きな論争があったが、最終的には欧州版解釈を出さないこととなった。企業は同業他社の開示状況を検討し、経験を共有するなどして現在でも学習し、今のところ大きな問題は生じていない模様である。
- 会計士団体やその他の団体も解釈指針を出すのは IFRIC の役割だとして、解釈を出さないように注意しているとのことである。実際、解釈との線引きは難しいものの、監査事務所や会計士団体は、ケーススタディや設例を利用した研修教材を充実することで対応している。
- IASB は IFRIC の人員を最近増員したが、当面これ以上組織的に拡大する計画はないと述べている。IFRIC の重要な役割の一つは、IFRIC に持ち込まれる問題について、その問題の原因が基準の不明瞭さにあると結論付けた場合に、それを IASB に伝えて基準の改善を促すことである。IASB の考え方は、会計処理の結果が少しの違いであれば問題とはならないが、大きなばらつきが生じており、その原因が基準にある場合には基準を修正することになる、というものである。
- 欧州のある国では国特有の問題がある場合に、重複した作業を避け、異なる結果が生じることを防ぐため、非公式に関係者が集まり議論をしている。
- 欧州ではすでに 3 会計年度が経過し、ベスト・プラクティスが確立しつつあるため、あまり解釈の余地がなくなっていると思われる分野もある。
- IFRS の一貫した適用を担保するために、欧州は、2006 年に問題が生じそうな分野について早い段階から特定し、議論をするためのフォーラム (「EU における IFRS の一貫した適用のためのラウンドテーブル (roundtable for the consistent application of the IFRS in EU)」) を、EC 域内市場・サービス局の会計規制委員会 (ARC) の中に立ち上げた。当初は年に 2 回ほど開催し、様々な案件が持ち込まれたが、2007 年 10 月の会議を最後に開催されておらず、その活動は少しずつ縮小していくという見方がある。
- ある監査事務所が強調していたことは、原則主義で作成される IFRS の適用においては、会計原則の学習のみでは不十分で実践が大切であるということである。従って、教育研修のプログラムにおいても、単に基準を教えるということに留まらず、ケーススタディを用意し、それらについて議論することによって、基準の解釈の仕方や判断力を養うということに重きが置かれている。また、IFRS の適用においては取引に関する全体像を把握し、分析することが重要で、その結果行われる判断について適切に文書化しておかなければ

ならず、これらを実行するためには監査人の思考方法の変更を要する。

- 判断に関しては、事務所内のコンサルテーションを要する場合が増え、以前に比べ現場の監査チームで回答ができないために、時間を要する場合が増えている。一貫した適用を担保するために、事務所内で膨大な Q&A のデータベースが構築されているとのことである。

4-4 会計士協会の対応

- ICAEW では、2003 年の事業年度で、IFRS を主たる戦略の最優先事項と定めた。これは、単に会計の専門的事項の問題というのではなく、協会全体として対応すべき事項であると示したことである。
- ICAEW は企業と監査事務所の双方に対し、早い時期からの準備を促すために、IFRS の認知度や準備状況に関する調査を実施したが、適用開始 2 年前の 2003 年の時点では、認識は非常に低く、準備できていると回答したのは 3 分の 1 程度であった。
- 会員及び産業界における IFRS に対する認識を高めるために、ICAEW は様々な施策を実施してきており、いくつか例示をすると以下のとおりとなる。
 - IFRS 適用部門長 (Head of IFRS implementation) というポジションの設置
 - 会報「Accountancy」等に定期的に IFRS の記事を掲載
 - 会員向けに、四半期ごとに e メールによるニュースを配信
 - 会員向けの IFRS 専用ウェブサイトの設置
 - IFRS に関する継続的専門研修のプログラムには特別の単位を付与
 - IFRS に関する資格認定を実施
 - 一般の人にもアクセス可能なウェブサイトの設置
 - 著名人をスピーカーに招いたコンファレンスの開催
 - 無料で利用できる ICAEW ライブラリーの設置
 - ASB (英国の会計基準設定主体) に委託し、英国会計基準と IFRS との比較表を作成
- さらに、興味深いところでは、ICAEW 自体は IFRS を適用する法的な義務はないものの、ICAEW の財務諸表を IFRS に基づいて作成し、それを提示することによって、ケーススタディとして活用してもらうこととした。
- 今後の対応として、ICAEW は財務報告ファカルティというグループを年末までに立ち上げる予定である。これは、会員に限定されず一般に広く利用されることを予定しており、利用者からは一定の費用を徴収する。この内容は、基本情報の提供、オンラインコミュニケーション、電子掲示板、eIFRS (オンラインでアクセスできる IFRS) の割引提供、書籍の割引、イベント、研修コース、ウェビナール (ウェブ上のセミナー) の実施などである。さらに、

IASB や EFRAG からの参加者を含む諮問グループも設置し、IFRS に係る大きな問題を議論することとしている。

- 財務報告ファカルティの立ち上げの目的の一つは、主に中小事務所への支援である。ICAEW が調査したところ、英国では 50 ほどの中小事務所が上場企業を監査している。
- フランスの会計士団体は、年に数回規制当局者等を招いたコンファレンスや研修を実施している。さらに、寄せられる質問とそれへの回答例を集めた Q&A をウェブサイトに掲載している。しかしこれはあくまでも事例集であり、解釈ではないという位置づけである。

4-5 企業の対応

① IFRS への移行の企業全体への影響

- 企業が IFRS への移行に関し留意しなければならないことは、IFRS への移行とは単なる会計上の課題ではないということである。多くの企業で、当初 CFO は IFRS への移行がそれほど複雑なプロセスだとは認識していなかった。
- IFRS への移行は多くの場合システム変更を伴い、時間も費用も要するが、その点は過小評価されがちである。特に過去に何度も合併等を繰り返し、社内に複数のシステムが併存している場合には更に複雑なプロセスとなり、これらをコーディネートして進めていくことは大変な苦勞を伴っている。
- 会計部門は現在使用している会計基準と IFRS との差異を詰め、しばらく 2 つのシステムを平行して走らせなければならない。
- 事業部門は、IFRS で業績を報告することにより、従前の会計基準で算定していた収益の数値が変わる可能性があるため、事前に必要な準備をしておくことが重要である。
- 人事部門は、IFRS の研修を実施することに加え、業績数値に基づいて計算される賞与などの算定ベースの数値が変わる可能性があるため、その対応が必要となる。これは技術的な側面だけではなく、困難なプロセスである。
- 投資家等とのコミュニケーションも重要であり、そのために取締役会も IFRS 移行後の財務数値に与える影響についてよく理解しておかなければならない。
- このように、社内の関係者を納得させることは決して簡単なことではないものの、IFRS への移行は企業全体のプロジェクトとして取り組むことが、成功への鍵と言える。

② 欧州ではどのように準備を進めてきたか。

- 企業の規模や地理的分布、利用可能なリソースの量により異なるものの、移行の準備には何年も要するため、早めに準備を開始することは重要である。

- 企業のスタッフの研修に関し、ある監査事務所ではクライアント用の汎用的な学習モジュールが用意され、ウェブサイトからオンラインで学習できる体制を整えている。
- 企業の主要子会社でセミナーが実施されることもある。基準の変更が早いため、追いつくのが大変だという声はよく聞かれる。
- 企業での研修は、中心となる人をトレーナーとして選抜し、そのトレーナーを教育するアプローチ（トレーニング・オブ・トレーナー）が採用されている。
- 重要な点は、担当する業務に関係する基準を中心に研修を行うということである。例えば、営業部門は、IAS18（収益認識）、製造部門であればIAS16（固定資産）、財務部門はIAS39（金融商品）というように、研修を受ける者にとって関係する事項に焦点を当てることが効果的である。

4-6 監査事務所の対応

① グローバル・レベルでの対応

- 大手の監査事務所は、IFRS への対応をグローバルのイニシアティブで実施しているが、ローカル・レベルとグローバル・レベルとの適切なバランスを維持することが重要とのことである。実際に迅速な回答・対応をするためには、ローカル・レベルでの対応が欠かせないからである。
- ある監査事務所では、グローバル・レベルの専門チームを設置し、事務所全体の方針の設定、IASB からの公開草案等に対するコメント作成、各国からあげられる質問への回答などを行っている。
- さらに、この専門チームを監督する組織も設置し、専門的で難しい事項に対する事務所としての方針が決定されている。グローバル・レベルの専門チームに質問を回す前に、各国レベルで設置されている専門実務部門が監査チームからの質問を受け付け、社内ポリシーが決まっていない案件についてはグローバル・レベルに回している。

② 研修及び品質管理

- IFRS に基づく財務諸表の品質を確保するために IFRS 審査パートナー制度を用意し、IFRS 財務諸表に対する監査意見は必ず IFRS 審査パートナーによる審査を受けなければならないという方針を定めている。IFRS 審査パートナーは毎年一定の研修を受ける必要がある。
- 先のグローバル・レベルの専門チームによるグローバル研修は 2000 年頃から開始されているが、研修計画は国ごとの状況に合わせ異なるものとなっている。IFRS の研修は基礎レベルでは必須とされており、業務の必要に応じ、上級レベルの研修も用意されている。

- 別の事務所でもグローバル・レベルの認定・研修プログラムがあり、それは3段階のレベルがある。基礎レベルの研修はウェブ上で提供され、自己のペースで学習できる。さらに上のレベルでは、経験を経たスタッフ向けにより複雑なトピックについて、ケーススタディに基づき議論するといった研修プログラムが用意されている。最上級レベルの研修では新たに公表された基準や解釈に関する情報提供が中心となっている。この事務所でも、各国の事務所がその国の状況に応じてどのレベルから開始するかを決定する。
- 事務所としての品質の保持のために、コンサルテーションを受けなければならない状況（例えば、過年度財務諸表の修正など）を定めている。
- 社内ポリシーを集めた冊子や、ローカルの会計基準と IFRS との差異を分析した冊子などを刊行している。

③ 認定プログラム

- 認定プログラムは、一定時間の研修と実務との組み合わせで構成されており、この実務との組み合わせが重要であることが強調されている。
- 中小事務所については、会計士協会が提供する教育研修プログラムに依存している状況である。詳細は、「4-4 会計士協会の対応」を参照のこと。

4-7 規制当局の対応

- フランス当局のイニシアティブとして、IFRS 適用の数年前から、投資家が理解できるように最初の年は IFRS の原則の説明をし、翌年には、フランス会計基準と IFRS の差を数値化して財務諸表に与える影響を市場に示すこととした。これにより市場とのコミュニケーションを十分図り教育した結果、IFRS への移行による資本市場への影響を最小限に留め、移行を成功裡に導いたと評価されている。
- 欧州証券規制当局委員会（CESR）は、各国の証券規制当局が IFRS の財務諸表の審査に際して行った執行決定を収集し、一貫した執行決定に資するためのデータベースを構築している。CESR は、財務諸表作成者や利用者への情報提供として、このデータベースから一部を抜粋して公開しているが、これに対し評価する声もある一方で、否定的な意見もある。

4-8 基準設定への戦略的な働きかけ

- 欧州では、EC による IFRS のエンドースメントにあたり、EFRAG が IFRS の技術的評価を行っている。しかし、EU は出来上がった基準を後から認めるかどうか判断するというこれまでのアプローチから、より良い基準が得られるよう、基準作成の早い段階から主体的に関与して（proactively）、影響を与えていこうという方針に転換してきている。このような中、EU 議会が以前

よりも基準設定に関与するようになってきたが、政治的なプロセスを経なければならないことになり、選挙等で議会が動かないと先に進めないという問題も孕んでいる。

- 米国 SEC が IFRS を米国企業にも認める可能性を表明してから、欧州では、IASB の基準設定に対する米国の影響が増すのではないかという懸念が高くなっている。日本が IFRS を適用すれば、米国、EU、アジアとの力関係のバランスが良くなるという期待の声があった。

5. 我が国における今後の課題

- 我が国の企業及び資本市場の国際競争力を一層高めていくためには、我が国においても IFRS 採用の選択肢を与えるべきである。IFRS 採用の選択肢を与える際には、欧州各国の実態を踏まえ、上場企業の連結財務諸表への適用を優先することが適当と考える。
- IFRS 採用の選択肢を認めた場合には、円滑な導入のために、いつまでに、誰が、何を決定し、どのような施策を講じていくかを示した「日本版ロードマップ」（作業工程表）を関係者間で協議の上策定し、社会に明確に示すべきである。
- IFRS の理解、普及、教育を充実・強化していくことは、会計士業界はもとより、財務諸表の作成責任を担う経済界においても必要不可欠な要素であると考え。大学の学部教育、会計専門職大学院等教育機関における会計教育を始め、公認会計士試験制度の改革、公認会計士試験合格後の実務補習教育など、総合的な会計教育の改革を経済界、学界、会計士業界並びに行政当局をはじめとした関係者が一致協力して、検討、実践していく必要がある。
- 欧州では、望ましい基準を得るために早い段階から IFRS の基準設定に関与するという方向へ戦略を変更し、そのための体制を整えている。日本も IASB による基準設定に早い段階から関与することが重要であり、そのための体制整備が必要である。また、日本が関与して影響力を持つためには、IFRS を採用することが必要条件であると考えられる。
- 日本公認会計士協会として実施する具体的施策として、現在以下の事項を検討しており、今後これらを協会のロードマップとして展開していく予定である。
 - (1) 原則主義の IFRS を適用する場合に想定される監査上の問題への対応策の検討
 - (2) 教育研修（すでに一部は実施済み）
 - IFRS セミナーの実施
 - 機関誌への IFRS の記事の定期的な掲載

- IFRSに関するガイドブックの作成
 - 作成者・利用者に対するIFRS研修
 - 大学・会計専門職大学院等との連携
- (3) IFRS デスク（仮称）の設置
 - (4) 公認会計士試験の試験科目の見直しの要請。準備への積極的な関与
 - (5) IFRS 導入の関係各界への働きかけ。日本版ロードマップ策定への積極的な関与

以 上